

Gift of Life

Vol.6

兵庫腎疾患対策協会会報

発行：兵庫腎疾患対策協会
住所：〒659-0093 芦屋市船戸4-1
ラポルテ4F (安井眼科内)
TEL：0797-31-8288
FAX：0797-22-6144

1998～1999年度兵庫腎疾患対策協会 幹事

幹事	神戸大学泌尿器科助教授 荒川 創一 神戸大学名誉教授 石神 襄次 兵庫医科大学名誉教授 生駒 文彦 兵庫医科大学泌尿器科講師 石橋 道男 神戸大学泌尿器科教授 守殿 貞夫 長崎医科大学泌尿器科教授 菊地 耕三 神戸大学名誉教授 黒丸 正四郎	高砂市民病院院長 後藤 武男 住吉川病院 小中 節子 住吉川病院 坂井 瑠実 兵庫医科大学腎臓病センター部長 高光 義博 田口 隆子 三田、寺橋泌尿器科 寺 柚一徳 西村 多枝子	兵庫腎友会副会長 豊永 清 兵庫腎移植の会相談役 中道 弘一 長久クリニック 長久 謹三 八馬 富久子 安井眼科センター部長 福西 孝信 県立尼崎病院名誉院長 藤岡 農宏	神戸大学泌尿器科講師 藤沢 正人 住吉川病院顧問 麻田 嘉一 県立加古川病院泌尿器科部長 松本 修 兵庫医科大学名誉理事 森村 美佐子 安井眼科 安井 多津子 全腎協副会長 芳野 芳一	兵庫医科大学救急部講師 吉永 和正 国際ソロプチミスト 神戸東代表
----	---	--	---	---	--

(50音順)

ご挨拶



兵庫腎疾患対策協会
会長 石神 襄次

今年もGift of Lifeをお届けする季節となりました。昨年は我々腎疾患の対策に心をよせている者にとっても、待ち望んでいた“臓器移植法案”が十月に施行され、腎臓のみならず、臓器の移植が残された唯一の治療法である、肝、心臓疾患の人々にも大きな福音になるものと期待されました。しかし、現実とは同法が施行されて半年を経過した四月中旬の報告では、登録患者に若干の増加が見られたものの、本法を適応した脳死患者からの臓器移植者は一例もなく、運用面でのいろいろの問題が、新聞、TVなどで大きく指摘されていたことは皆様も記憶に新しいものと思います。この原因については、種々の点が討議されていますが、我々が本会設立当初から望んでいた、関連機関の迅速、総合的な活動が不十分なこともあげられましょう。腎移植の場合には、本法施行以前から死体からの移植が可能であり、この法律の施行によってさらに普及化

されるものと、期待していましたが、遺憾ながら目だった効果は見られていません。その点、我々も普及活動にたいし一層の努力が要求されていると痛感しています。今後は腎についても、外国での施行、外国からの腎の受入れも、それぞれの国内事情からますます困難となり、これを強行することは、国民感情の上からも深刻な問題となりましょう。日本人の移植は日本人からと言った当然の原則を真剣に考えねばなりません。それと同時に、腎移植、透析になるまでの患者の発病、経過について、正しい理解のもとに、“腎を大切に”心がまえを、一般の人々によりよく分かっていただくことも本協会の重要な設立目的であることを、思い起こして頂き、今後なお一層のご援助ご指導をお願いいたします。

活動報告

1997年度 (1997年4月1日～1998年3月31日)

1998年度(計画) (1998年4月1日～1999年3月31日)

- ①「1997年度全腎協全国大会 in 神戸」後援 (5月18日)
- ②会報「Gift of Life」Vol.5発行 (6月)
- ③第7回総会及び講演会開催 於：神戸ポートピアホテル
講師 柳田邦男氏 (ノンフィクション作家)
テーマ「いのちを救うとは」 (7月12日)
- ④移植コーディネーター研修会及び「脳死と臓器移植」の
学校教育の取り組みと献腎移植実施者の調査研修へ助成 (8月)
- ⑤神戸新聞に啓蒙広告掲載
「10月は腎移植推進月間～元気なうちに意思表示を～」
兵庫県内53万部配布 (10月19日)
- ⑥臓器移植を考える県民大会「Gift of Life in ひょうご」
主催 (1998年2月1日)

- ①会報「Gift of Life」Vol.6発行 (5月)
- ②第8回総会 (7月2日)
- ③神戸新聞に啓蒙広告掲載 (10月)
- ④(社)日本臓器移植ネットワーク会員となる
- ⑤臓器移植を考える県民大会を兵庫県と共に主催する
- ⑥全国臓器移植推進月間街頭キャンペーン参加 (10月)



お願い

協会の活動のため、ひきつづき新会員のご紹介と
温かいご支援をお願いいたします。

- 正会員 個人会員 入会金 7,000円
年費 3,000円
- 団体会員 年費 10,000円
- 賛助会員 1口 1,000円

ご寄付・会費振込口座

- さくら銀行 芦屋駅前支店 (☎) 3511181 兵庫腎疾患対策協会
- 郵便局 神戸01110-1-9421 兵庫腎疾患対策協会

臓器提供意思表示カード



正しく記入して携帯しましょう。

臓器移植を考える 県民大会に思う



住吉川病院顧問
藤田 嘉一

平成10年2月1日、臓器移植を考える県民大会が兵庫県主催で勤労会館で開かれ、兵庫腎疾患対策協会も主催者側として参加致しました。

平成9年10月16日臓器移植法が施行されましたが、今尚脳死、臓器提供、臓器移植の意義について頭では理解出来ても、それを肯定するかどうか、判断しかねて、臓器提供意思表示カードの記入をためらっている人もあるのではなかろうか。臓器移植に際して、脳死状態で臓器を届出する肝臓、心臓はあくまでも命を助けるための移植であり、腎移植は腎不全患者さんの生活の向上を目的としたものであると云える。腎不全の治療には血液透析、腹膜透析の他に腎移植の選択肢がある。腎不全のために腹膜をうけている患者さんは全国で17万人を越え、毎年約1万人前後増加しつつあります。ちなみに兵庫県では約8,000人が透析をうけておられます。このうち腎移植を希望される方は、約22%、希望しない方は45%、残りの方は分からないと云う内訳です。この結果は移植に対する医学的知識不足、登録要領や病院、費用負担など広報不足の影響もあるでしょう。米国では年間1万件の腎移植が行われ、生体腎に対して献腎（死体腎）の占める割合が大きい。わが国での腎移植は最高年間800件になったこともあるが、最近では200件に満たない。而も生体腎からの移植が約70%、献腎からの移植は30%弱である。諸外国に比べて腎移植件数の伸び悩みは、必ずしも単に宗教的な考えの違いによるものではない。保険制度の充実、卓越せる透析成績、地

理的に透析センターの分布にめぐまれていることが関係している。腎移植の生存率、生着率は生体腎移植、献腎移植共に向上し、成績も接近している。数字で示すと、生体腎1年生存率、生着率は、それぞれ92%、83%、5年89%、67%、献腎1年生存率、生着率89%、68%、生体腎5年生存率、生着率はそれぞれ89%、67%、献腎5年生存率、生着率は80%、50%強である。移植については、最近の成績、組織適合性、手術法、移植後の合併症等についても十分に患者に説明し、同時に経済負担等についても言及する必要がある。移植後再透析の患者に遭遇する透析医は、移植に消極的になるとする批判もあるが、透析医にとって、腎移植後の患者を積極的にフォローする体制づくりが必要であり、移植医—透析医—コーディネーターの協力体制の強化が急がれる。臓器移植推進にあたっては、先づ第一に提供者の開拓が必要である。臓器提供意思表示カードの配布については、単に配布にとどまらず、その実を得べく、行政、医療関係者と共に、透析患者自身も他力本願にならず、本人の家族、知人への理解を求める運動を推進し、広く臓器移植の推進運動の中で腎移植が増加することを願いたい。具体的には街頭キャンペーン、公開シンポジウム、報道メディアの利用、学校教育、腎移植ガイドブックの配布等による啓蒙運動の展開がある。最後になりましたが、この大会に於ける移植経験者の体験談は非常に印象的であった。

腎移植、それはあなたにとって夢ではありません。

フランスにおける臓器提供をみる

兵庫医科大学泌尿器科講師
石橋 道男

私は、1994年6月から1997年6月までの3年間、インスリン依存型糖尿病で慢性腎不全に対する肺臓移植と腎臓移植の治療では世界的に有数な施設のひとつである、リヨン大学エドワードエリオ病院泌尿器科臓器移植科(Dubernard教授)に籍を置いて臨床、研究、教育に従事しました。

日本においても臓器移植を進めるさまざまな努力がなされているにも拘わらず、なぜ、日本ではブレーキがかかりヨーロッパや米国ではなぜ移植が可能になっているのか、それらの国ではなにか特別な死生観があり日本とかけ離れたなにかがあるのか、という問いをもっておりましたので、参考となるフランス人への臓器提供に関する世論調査SOFRES1992の結果と、法律にみる臓器提供の方式について、紹介します。ちなみに、フランスにおける臓器移植は1995年の1年間に、1644例の腎臓移植、646例の肝臓移植、408例の心臓移植、81例の肺臓移植、55例の脾臓移植がなされ、脳死からの臓器提供は人口100万人あたり15人であり、日本の人口に換算すると年間1800人の脳死の患者さんからの提供がなされたこととなります。

フランスでは1994年7月に、新し法律「生命倫理法、Bioethics」が制定されました。法律は、「身体への介入について」「個人の性格に関する遺伝的研究と遺伝学的手法を用いた個人の同定」「生殖出産を医学的に援助した場合の親子関係」「身体からの要素や産生物の提供と使用、生殖出産の医学的援助、出生前診断」からなり、この法律は臓器移植のみならず生殖医療に関する問題を解決する内容であります。この新しい生命倫理法の制定の背景には、移植臓器の配分にかかわることや遺伝子治療や生殖医療のもつ倫理上の検討され解決されねばならない問題があったわけです。

フランスには臓器移植に関してCaillavet(カイヤベ)法と呼ばれ法律が1976年に制定されています。フランスにおける臓器提供の意思表示には、生前に文書に賛成反対を明確に表示する方法と、生前の本人の意思を生前にどのような考えを持っていたかを推し量る「そんたく」の方法があります。後者が実際になされ、臓器提供に反対の意思表示がなされていない場合は臓器の摘出を可能としたものでした。これは、ひとびとに生前に臓器提供の意思を明確に表示することを促すことが期待されたわけですが、この法律に家族の意向をたずねることが含まれていなかったため実際には実行されず、2年後に家族の承諾を必要とする法律が補足され、Caillavet法が実施されるようになった経緯があります。この内容は生命倫理法にも受け継がれています。

法律では反対意思表示を国のレベルで登録することが決まっています。この反対意思表示の実際ですが、たとえば、夫が亡くなり臓器提供に生前から反対している場合、妻は「わたしは生前よりわたしの夫が臓器提供に反対であることを表明します」と文書に署名し主治医はその文書をカルテに保存することが法律で義務づけられています。家族が

故人の明らかな意思を尊重しているのだからそれをくつがえすことはありません。臓器提供する場合には、とくに文書による家族の署名は必要ではなく、日本では承諾の場合が法律で義務づけられ承諾の文書を残すことが必要でまったく異なります。本人の意思が不明な場合、家族に心理的負担を負うことも事実です。

日本では倫理を国レベルで文書に述べたものはまだないので、生命倫理法のみで倫理について述べた項目を紹介いたします。「倫理とは科学をすすめるうえでの道徳に関することである。その内容はギリシャ時代から端を発しアリストテレスの文献を道徳として受け継ぎ科学活動の終局の目的は幸福である。科学上の道徳律は終局の目的に至るための手段とされる。医の倫理文は医療に適応される道徳に関する科学と考えられる。医の倫理的態度とは一般的にいうと非難を受けない態度とおきかえることができ、非倫理的態度は法の処罰の対象となる」。臓器提供に関する世論調査の結果ですが、提供については、だれかを救うために臓器提供する81%、近親者からの提供に承諾する67%、あなたの子供からの臓器提供に承諾する62%であり、近親者からの臓器提供を拒否する理由として、宗教文化道徳上の理由37%、身体の完全さが失われることの恐れ22%、タブー10%、医学への不信5%、などである。ほかに提供に躊躇する理由として故人の意思尊重とドナーの死を受け入れられないこと、であり、フランス人にとっても臓器提供の概念を理解することは、まだ遠いことと調査のなかで述べられている。

末期慢性腎不全の患者さんが腎臓移植をうけて、より正常な健康を取り戻し普通に生活できることは、素晴らしいことでもあります。これはすべての臓器移植に共通していることで、健康を損ない病気になるのはじめてわれわれは患者さんの気持ちが変わるが常で、なんとかして、日本でも臓器移植でひとりでも元気になる機会が得られたらと思います。一方、この臓器移植に批判的で、反対される方がおられるのも事実です。元気がなく考えている思いと、実際にその場に立ったときにはまた考えも違うものになり、そう簡単に割り切れるものでもありません。3年間のフランスでの経験から、臓器提供はどの国でも重い問題であり、簡単にわりきって行われてはいないことです。私の結論は、脳死を受け入れることのむづかしさや臓器提供に際しての提供者へのおもいや身体面の統一性が失われることへの恐れなどフランス人との間に感情的にあまり違いは感じられません。むしろ、たとえ臓器移植で助けられる患者さんが少数であっても社会通念上問題があっても臓器を提供する移植をうけることに関係なくたゞ患者さんを救うための医療を行うためには、どのようにして法的に問題を最小限に回避しようとするかの政治行政上の解決の仕方や考え方の違いがあるのでは、と考えています。

第8回総会のご案内



日時	平成10年7月2日(木)
場所	ホテルオークラ神戸
内容	●総会..... PM18:30~PM19:00 ●懇親会—石神襄次初代会長 退任感謝の集い— PM19:00~PM21:00 (会費7000円)